



TITLE:

<論文>暴力と結びつく身体的特徴
、その社会問題化過程について --
タンザニアのアルビノ・キリング
を事例に--

AUTHOR(S):

仲尾, 友貴恵

CITATION:

仲尾, 友貴恵. <論文>暴力と結びつく身体的特徴、その社会問題化過程
について --タンザニアのアルビノ・キリングを事例に--. 京都社会学年
報 : KJS 2016, 24: 109-140

ISSUE DATE:

2016-12-25

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/219497>

RIGHT:

本誌に掲載された原稿の著作権は、社会学研究室に帰属するものとす
る。

暴力と結びつく身体的特徴、 その社会問題化過程について

—— タンザニアのアルビノ・キリングを事例に ——

仲 尾 友貴恵

1 はじめに——私たち自身に関する問題として捉え直すために

アルビノとは、先天的なメラニン色素欠乏を引き起こす遺伝形質の発現状態であるアルビニズム (albinism) の症状をもつ人のことである⁽¹⁾。アルビニズムは、瞳だけに現れるもの (ocular albinism: OA) と全身に現れるもの (oculocutaneous albinism: OCA) があるが、アフリカでは後者が多く (Hong et al. 2006; Simona 2004)、本稿でアルビニズムとして言及するのは OCA である。アルビノは、白い肌色と赤や黄色の頭髮といった特徴的外見をもち、その皮膚は紫外線の影響を受けやすいために皮膚がん罹患しやすく、弱視、眼振、羞明等の症状もある (Cruz-Inigo et al. 2011; Possi 1988)。2007 年末頃から、このような身体的特徴をもつアルビノがアフリカにおいて銃等で武装した人々に襲撃され、殺傷される事件が相次いで発生したことが問題となった。これらの殺傷 (未遂) 事件は、アルビノ・キリング (albino killing/attack) と総称される。アルビノ・キリングに関して国際社会で最も高い信頼を勝ち得て多くの報告書等の典拠となっている、非政府組織 Under the Same Sun による 2016 年 8 月 29 日公開の報告書 (UTSS 2016b) によれば、これまでアフリカの 26 か国で合計 499 件のアルビノ・キリングが報告された。そのうち 169 件もがタンザニア連合共和国 (以下タンザニア) で起こったものであり、ほか多数の事件もタンザニアの隣接国で報告された⁽²⁾。

(1) 国際社会では “albino” を差別用語と捉え “person(s) with albinism” (略号 PWA) が公式な用語として用いられつつある。しかし、タンザニアではセルフ・ヘルプ・グループの名称に albino が使用され (第 3 節)、その使用が好まれる現状があること (脚注 17)、さらに、日本語の「アルビノ」はセルフ・ヘルプ・グループや先行研究でも公式に使用されているという現状に鑑みて (西倉 2010; 矢吹 2010a, 2010b, 2011, 2014)、本論文ではアルビノという呼称を用いる。

(2) 同報告書からアルビノ・キリングの報告件数が多い国を順に挙げると、タンザニア (169 件)、コンゴ民主共和国 (61 件)、ブルンジ (38 件)、モザンビーク (35 件)、マラウイ (31 件)、コートジボワール (26 件) となる。

変更不可能かつ明示的な身体的特徴を理由とする殺傷は、マジョリティ、もしくはしばしばマジョリティとして認識される〈我々〉、とは異なる姿をもつ者はモノのように傷つけたり、処分したりしても構わないという、「異形の他者」に対する暴力の究極的なかたちといえる。西倉実季（2009: 34-9）によれば、「異形」とは、疾患や外傷に由来し、かつ他者から可視的であり、かつその境界が文化的環境や社会的環境の影響下にあるような外見である。異形という言葉には、私たちが身体の形状から人を区別し得ること、そしてその境界は多分に文化的環境や社会的環境に左右され得るものである、という事実認識が含まれている。西倉が言及する先行研究からわかるように、このような区別は通常、自己認知や他者との相互行為の中に、より微妙な形で表れる。しかし時には、この区別が〈我々〉と「その他」の境界となって表れ、〈我々〉から締め出された人々の殺傷を正当化してしまうことさえある⁽³⁾。

アルビノ・キリングは、このような「異形の他者」に対する究極的暴力という普遍的問題を呈する現象である。それにもかかわらず、それがアフリカという「未開」な地域で起こったためか、今日に至るまで専ら事件発生地⁽⁴⁾の地域性から解釈される傾向がある。例えば、社会を閉じられたものと想定したうえで特定民族の文化的伝統と結びつける解釈（Tanner 2010）は最も素朴な見解であり、より時代に即した解釈を行おうとする研究者たちは、現代的な社会文脈として資本主義経済の浸透を想定したうえで、グローバルな資本主義がローカルな文化的価値規範と出会うことによりその接点でオカルト現象が興隆するという「オカルト・エコノミー」（Comaroff and Comaroff 1999）の議論を下敷きにした考察を提示している（Ackley 2010; Bryceson et al. 2010; Schühle 2013）。いわゆる「呪術（妖術）のモダニティ論」⁽⁴⁾の枠組みを用いたこれらの研究は、アルビノ・キリングが発生した現地のローカルな文脈のいくつか、特に文化的価値規範や経済構造に関わる文脈を明らかにした。これらの文脈は、アルビノ・キリングの地域固有的な側面を照射するためには不可欠であろう。

しかし、ここで見落とされるべきでない前提が問われていないことを指摘できる。アルビノ・キリングを特定地域の文化的要因や経済構造（の変化）から説明しようとする分析視座は、アルビノ・キリングがもつ超地域的な普遍的要素が明らかにされ、それらと対照

⁽³⁾ 例えば、ナチスドイツでの迫害を正当化した優生学における人々の分類基準は、身体の外形の測定に基づいていた。

⁽⁴⁾ 資本主義といった近代的社会文脈から呪術事象を説明するこのような枠組みは、1980年代後半以降の呪術研究の主流となっている。呪術と近代を対置的に捉えたそれ以前の立場を批判し、呪術を近代の中に組み込まれているものと捉える立場という意味で、これらは呪術（妖術）の「モダニティ論」（東 2009; 石井 2007; 神谷 2009）と呼ばれる。

されることではじめて意義をもつ。しかし、アルビノ・キリングに関しては、それが含みもつ普遍的要素が何であるかの検証自体が行われないうままになっている。アルビノ・キリングとは、「未開」や「他者性」としばしば共想される「アフリカ」（神谷 2009: 60-1）という特定の（かつ漠然とした）地域固有の現象と位置づければ必要十分なのだろうか。私たちが生きる「いま」「ここ」としての現代世界に通底する普遍的論理の一端が露呈している可能性はないのか。露呈しているならば、そこから示唆される論理とは何か。これらを検討することなしには、私たちは人類史上に遍在してきた暴力の様態を呈するこの社会現象から、十分な示唆を引き出すことはできないだろう。

本稿の目的はアルビノ・キリングがもつ普遍的要素を明らなみに出すことである。ところが、その大前提であるはずの①アルビノ・キリングとは何か、②暴力の対象となるアルビノとは何（誰）か、という2点について、経験的検証が不十分であるために先行研究においてもコンセンサスがとられていない。したがって、本稿はこの2点をリサーチ・クエスチョンとし、アルビノ・キリングを実証的に検討することを具体的課題とする。このように課題設定をするならば、事件が大きく社会問題化し、国際的に報道が駆け巡った時点から既に9年が経とうとしている今、なぜアルビノ・キリングなのか、という疑問に答えておく必要があるだろう。回答の一つ目は、本稿第2節で詳述するように、アルビノ・キリングを一過性の突発的な事件とみなす認識自体が誤りであり、実際には、今日まで収束を見ていない今なお進行中の社会現象であるからである。二つ目は、この社会現象をめぐって当初はその猟奇性や異常性に焦点を当てる報告ばかりであったのが、近年、その後の社会的影響に焦点を当てる報告が蓄積されつつあり、これらを資料とすることで、社会問題としてのアルビノ・キリングの全体像を実証的根拠を基に提示することが、今ようやく可能になったからである。こうして、今、アルビノ・キリングを事例として次の一般的問いに実証的に取り組むことができる。特定の身体的特徴を理由に行使される暴力はいかにして社会問題として立ち現れ、いかなる社会問題として対処されているのか。つまり、本稿の射程はこの問いにアルビノ・キリングの事例から考察を加えることである。

本稿の射程にある大問の「いかにして社会問題として立ち現れ、いかなる社会問題として対処されているのか」という表現から明らかなように、本稿の方法論は社会問題の社会学（Kitsuse and Spector 1977=1990）として提示された構築主義的視座から大きく影響を受けている。社会問題の経験的研究の方法を確立しようとした John Kitsuse and Malcolm Spector は、社会問題をクレーム申し立て活動として見る観点、すなわち、具体的な分析対象を社会問題の「客観的状況」から「定義過程」（Kitsuse and Spector 1977=1990: 11, 13）へとずらす観点を提示した。この観点は、次の2点のためにアルビノ・

キリングの分析に適していると考え。まず、アルビノ・キリングはそもそもその性質上「客観的状况」の記述が困難であるため（第2節に詳述）。次に、この観点はリサーチ・クエスション②への経験的アプローチを可能にするため。構築主義的立場からすれば、特定の集団として想起される人々（本稿では「アルビノ」）の実存は、それを指す名称（カテゴリー）と相互補完的な関係にある（Hacking 1986=2000）⁽⁵⁾。この視座を援用すると、本稿では、「アルビノ」やそれに近い単語をキーとして、それがいつから、どのような文脈で用いられているのかを辿ることにより、いま「アルビノ」と称される人々の社会的位置づけについて、ある程度経験的レベルで議論することが可能となる。これは、先行研究では象徴的意味のレベルでしか答えられていない問い②に新たな答えを提示できるということである。

この立場から、本稿では2つのリサーチ・クエスションに答えるべく、具体的に以下を行う。まず、社会問題としてのアルビノ・キリングの外郭を描くことから始める。「アルビノ・キリング」と称される現象は具体的に何で、それを社会問題として訴えている、あるいは取り組んでいるのは誰か。それが社会問題として顕在化した具体的過程はいかなるものか。現れた社会問題にどのような対処がなされた（なされている）のか。これらを見通す全体像を提示する。次に②については、暴力が発生した当該社会における「アルビノ」の社会的意味づけ（位置づけ）の趣向を提示することで答える。②への答えは①の答えの構成要素でもあるため、本稿は、当該社会における「アルビノ」とはどのような存在であるかについての実証的検討結果をふまえた、新たなアルビノ・キリングの定義を提示することができる。

なお、本稿の立場はアルビノ・キリングを地域性で説明する枠組みに批判的であるものの、紙幅と資料収集の都合上、本稿の分析対象の主たる範囲はアルビノ・キリングの震源地であるタンザニアに限定される。本稿の議論の基となる資料は基本的に文献で、第3節を構成する一部の情報は筆者が2013年と2014年にダルエスサラームで行った当事者組織関係者へのインタビューに基づく。このような資料の性質のために、本稿の議論は公共的言論の範囲に制限される。

本稿の構成は以下である。第2節では、アルビノ・キリングと称される具体的な事象、それがタンザニア国内および国際社会で注目されていった過程、そして社会問題化した後にとられた対処とその社会的影響について概観し、アルビノ・キリングの外郭を描く。第3節では、アルビノ・キリング以前のタンザニア社会におけるアルビノの社会的意味づけ

⁽⁵⁾ イアン・ハッキングの「人々を作り上げる」（Hacking 1986=2000）というアイデアを援用したアルビノ・キリングの分析は、第63回関西社会学会大会で発表した（清水 2012b）。この時に頂戴した批判的意見がなければ、本稿の基となる調査は行われなかった。コメントをくださった諸氏に感謝申し上げます。

の変遷を、文献およびインタビューを基に辿る。結部となる第4節では、リサーチ・クエスションの答えを述べ、それらを踏まえた上で、大問について明らかになった点と、さらなる研究を要する具体的課題を示して閉じる。

2 タンザニアのアルビノ・キリングとその後

2-1 アルビノ・キリングに対する先行研究の視座

アルビノ・キリングと呼ばれる事件群には、身体部分の奪取が数多く含まれている。この猟奇性ゆえか、マスコミ等により一般社会に広められたアルビノ・キリングの解釈は、「伝統的迷信」の産物や「呪術医の仕業」というものである (Alum et al. 2009; Brocco 2015b: 1144)。一方、事件現場とされた地域の呪術研究に携わってきた人類学者は、アルビノ・キリングがごく近年報告され始めた現象であることに気づいていた。そのため、彼らにとってはまず、一般社会に普及している、呪術を前近代性の名残とみる認識自体を否定する必要が感じられ、アルビノ・キリングに対する初期の学術的検討の試みは、呪術を近代内部にあるものと見る「呪術のモダニティ論」と総称される認識枠組みと方法論の援用に偏ることとなった。この立場からのアルビノ・キリングの定義は次のように要約できる。アルビノ・キリングとは、グローバル資本主義の影響によって出会った二つの異なる価値システムの接面で生じた、経済的動機に基づく新たな物神化（フェティシズム）の一例である (Ackley 2010; Bryceson et al. 2010)。あるいは（さらに）、初めは単なる噂に過ぎなかった言説が、繰り返されるうちに正当性を獲得して人々の行動を方向づけた現象である (Ackley 2010; Alum et al. 2009)。これらの研究の関心は、以前にさほど起こっていなかった暴力事件が多発するようになったのはなぜかという点にあった。そのため、殺傷という反倫理的行為への参入のハードルが下がった理由、あるいは殺傷する側の動機、を構造的に説明しようと試みた。この研究群において、殺傷対象となるアルビノとは、経済的富裕の象徴である白人のアナロジーの体現者 (Ackley 2010)、被差別者 (Alum et al. 2009)、「明示的な身体的脆弱性」をもち、主要生産活動（農業）に労働力として貢献できない者 (Bryceson et al. 2010: 367) と定義された。

これらに対して、アルビノ・キリングそのものではなく、それがもたらした社会的影響に焦点を当てる研究がごく近年蓄積され始めている。それらは、アルビノ・キリング後に展開された様々なキャンペーンの影響を受けて、タンザニアのアルビノのアイデンティティに変化が表れていることを報告している (Brocco 2015a, 2015b, 2016; Van Wijk 2011)。また、マスメディアの報道内容の分析を行った研究もあり (Burke 2014; Burke et

al. 2014)、これらはアルビノ・キリングの典型的報道に用いられる用語や典型的な報道内容を明らかにした。用語については後に該当箇所に触れる。典型的な報道内容は、個々の事件に関与した当事者ではなく、アドボカシー活動を行う専門家や知識人らによる事件への批判的コメントから構成されるものであることが明らかとなっている。

2-2 アルビノ・キリングと総称される事件内容の概要

「アルビノ・キリング」という名称は、当初事件の報道で用いられていた用語が後に公的な報告書等でも用いられるようになっていったもので、「被害者がアルビノである」ということ以上に明確な定義はない。実際、アルビノ・キリングとして言及される事件を見ていくと、アルビノが襲われ（そうになっ）たあらゆる事件が含まれている⁽⁶⁾。ただし、事件が大きく注目を集めてから時間が経過しているにも関わらず、アルビノ・キリングの全体像は明らかになっておらず、その概要を提示することは容易ではない。これは、事件の発生地域が広範であることのみならず、タンザニアや他のサブサハラ・アフリカ諸国では、警察への訴えが必ずしも事件解決に結びつかないことや、事件関係者からの復讐に対する恐れといった要因のために、多くの犯罪が警察に報告されない実態がある (Reisman et al. 2013: 26) ことによる。このため、タンザニアにおけるアルビノ・キリングの正確な被害者数は、それを示す公的記録は存在せず、以下に示すように、情報源によって大きく異なる。

まず、アルビノ・キリングに関して警察当局による情報よりも信頼に足る出典として頻繁に用いられるのは、関係する NGO が独自に行った集計結果である。数ある NGO の中でも、圧倒的に国際社会およびタンザニア社会の信頼を勝ち取っているのは、カナダ系 NGO の Under the Same Sun (UTSS) である。本稿執筆時点で最新の UTSS による集計結果によれば、タンザニア国内では 2006 年から 2016 年 8 月 29 日時点までに、殺人 76 件、殺人未遂 72 件、さらに誘拐と未遂を含む盗掘等で合計 169 件のアルビノ・キリングが報告されている (UTSS 2016b)⁽⁷⁾。タンザニアには地域に根差したアルビノのセルフ・ヘルプ・グループ Tanzania Albino Society (TAS、第 3 節参照) があり、UTSS と TAS に

⁽⁶⁾ たとえば、2014 年下半期のタンザニアにおける犯罪として多かったものとして、タンザニア警察の報告書では「牛泥棒、山賊行為、呪術信仰、妬み、姦通、復讐、アルビノ・キリング、酒場〔での暴力〕、家庭内〔暴力〕、事故、狂気、バイク〔事故〕、自転車〔事故〕、等」(URT 2015: 30) と記されている。並列される他の犯罪と比較すると、アルビノ・キリングだけが被害者の属性で以て定義されていることがわかる。

⁽⁷⁾ ただし、UTSS による集計には事件として警察に報告されていないアルビノ・キリングが含まれており、さらに調査方法などの詳細な情報は公開されていない。

聞き取り調査を行った Reisman et al. (2013: 41) は、「両組織とも、アルビノに対する襲撃は 2009 年にピークを迎え、2011 年と 2012 年には減少したものの、2013 年に再び増えたと述べている」と報告している。

次に、複数のタンザニア警察の報告書 (Reisman et al. 2013; URT 2015) のアルビノ・キリングに関する記録を集計したものが表 1、事件発生州の位置を地図上で灰色に着色して示したものが図 1 である。ただし、報告書に記載されている事件件数や逮捕者数と、報道された警察発表のそれとは大きな食い違いがあり、報道ではこれより多くの事件と逮捕者が報告されている。従って、表 1 の事件件数自体はさておき、目下注目すべきは、警察当局が 2007 年から「アルビノ・キリング」という犯罪の集計を始めたことと、2008 年に最多の事件数と逮捕者数を記録したことと、アルビノ・キリングが報告された地域が同国北西部のヴィクトリア湖を中心とする同国西部に偏っていることである。

なお、筆者が独自に行った、タンザニア国内紙やインターネット上の報道記事、各種報告書によって詳細が明らかにされた事件の集計 (清水 2012a: 47-52, 105-9) によれば、2006 年 4 月から 2011 年 2 月までの期間にタンザニア国内では少なくとも 70 件の事件が発生し、2008 年 (25 件) が最多であった⁽⁸⁾。この集計での事件発生地 (清水 2012a: 47-9, 109) は、図 1 に 1 事件を 1 点として示されるように、ヴィクトリア湖周辺の地域 (ムワンザ・シニャンガ・カゲラ・マラ) で多く報告されているものの、警察の報告書では言及されていない海岸部や南部の州も含まれている。

事件の発生地については、マスメディアやその内容を検証することなしに取り入れた学術論文や報告書等により、タンザニアの特に北西部に限定的な現象とする解釈が広く普及している (e.g. Ackley 2010; Bryceson et al. 2010; Schühle 2013; Tanner 2010)。しかし、このように実際の事件報告から作成された事件発生地図を見ると、アルビノ・キリングは確かに同国北西部で多く報告されてはいるものの、単純に北西部のローカルな現象として位置づけるのは適切ではないことがわかる。ちなみに、次項で詳述するように、2006 年の事件が「アルビノ・キリング」と見なされるようになるのは 2007 年以降である。

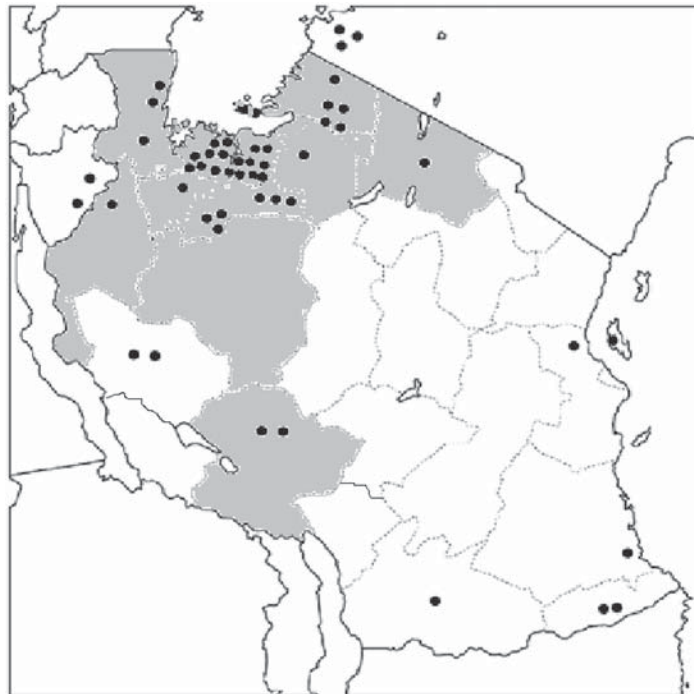
以上からアルビノ・キリングの概要をまとめると、警察および NGO やマスコミ等で 2007 年以降に集計がなされるようになった犯罪で、その発生件数のピークは 2008 年・2009 年頃であり、主な事件発生地はヴィクトリア湖周辺とされるが、国土の西部・南部・海岸部にわたる広範な地域で発生している事件であるといえる。

⁽⁸⁾ 2006 年に 1 件、2007 年に 7 件、2008 年に 25 件、2009 年に 16 件、2010 年に 8 件、2011 年に 2 件の重複しない事件が集計された (清水 2012a: 105-8)。

表1 警察報告書によるアルビノ・キリングの件数と逮捕者数

州名	2007		2008		2009		2010		2011		2012		2014 下半期	
	件数	容疑者数	件数	容疑者数	件数	容疑者数	件数	容疑者数	件数	容疑者数	件数	容疑者数	件数	容疑者数
ムワンザ	5	0	9	13	3	18	0	0	0	0	0	0	1	15
カゲラ	0	0	4	12	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0
シニャンガ	0	0	4	12	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
マラ	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
キゴマ	0	0	3	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
ムベヤ	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タボラ	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	4
アルーシャ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
シミユ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7
合計	5	0	25	48	10	30	1	0	0	0	1	0	4	26

※ 2007年から2012年のデータは Reisman et al. (2013: 24-5)、2014年下半期のデータは URT (2015: 30) に基づき、筆者が作成した。



灰色：警察報告書に基づく事件発生州

黒点：報道記事および NGO 等の報告書に基づく事件発生地

図1 警察報告書および報道記事等による事件発生地

2-3 事件の報道——国内外からの同時の注目

タンザニアで起こったこれらの殺傷事件は、奇しくも、その国内で社会問題として前景化していくのと全く時を同じくして、国際社会においても問題視されていった。後に「アルビノ・キリング」と称されることとなる、アルビノが殺害されその身体部位が奪取される事件の報道自体は、タンザニア国内では2006年4月には出ていた⁽⁹⁾。とはいえ、当時は被害者がアルビノであるという点よりも、殺人犯が地域住民による私刑で死亡した集団暴行事件としての側面が注目されていた。複数の殺人事件、傷害事件、墓荒らし、誘拐等を「アルビノ・キリング」という未曾有の一連の社会問題として切り出すためのラベルを、後に述べるようなタンザニア国内外の諸アクターに提示したという意味でより重要なのは、英国放送協会(British Broadcasting Corporation: BBC)による12月17日の報道(BBC 2007)である(清水 2012a: 69–71)。タンザニア人ジャーナリスト Vicky Ntetema による取材に基づく「アルビノ・キリングに怯えるタンザニア」と題された当記事の要旨は、過去3か月間にアルビノを狙った殺人4件と墓荒らし1件が起り、いずれも身体部分が盗難されていること、これを危惧したTASが政府に対応を要請したが応じられていないことを伝えるものであった。記事には他に、殺人1件の容疑者として逮捕されたのが殺害されたアルビノの親である教師であったことや、タンザニアのアルビノの社会的状況についてのTASの解説(アルビノを非人間的に見る迷信が根付いていること、全国のTAS登録者数等)も記載され、「TASはアルビノへのより多くの支援を求めており、[アルビニズム]は障害としてみなされるべきだと述べている」と締めくくられている。

BBCはこの記事を端緒として、2008年4月以降続々とアルビノ・キリング関連情報を世界に発信していき、アルビノ・キリングはこの頃から急速に世界的注目を集めていった(Brocco 2015a, 2015b; Burke et al. 2014; 清水 2012a: 71–7)。2008年4月は、タンザニア大統領(当時)のジャカヤ・キクウェテがアルビノ・キリングの黒幕とされる伝統医の取り締まりを宣言し、アルビノ・キリング対策担当大臣として新たにアルシャイマー＝クウェギールを任命したために同国史上初のアルビノの大臣が誕生した月であった(BBC 2008a, 2008b)。こうしたタンザニア政府の動きの背景には、国際連合や欧州連合といった国際機関からの圧力があつたとされる(Brocco 2016: 230)。いずれにせよ、アルビノ・キリングはタンザニア政府が喫緊に取り組むべき重要課題として2008年4月に国内外に発信され、これ以降、国家的、そして国際的にも重要な社会問題としての位置を不動のものにしていった。

⁽⁹⁾ Pati Magubira, “Twin Brothers Stoned to Death”, *Daily News*, April 25, 2006 (LHRC 2007: 25).

これらの一連のタンザニア政府の動きを報じた BBC は、単純にタンザニア国内の先行報道を世界に展開したのではなく、むしろ、タンザニア国内の報道媒体に先駆けて事件関連情報を発信することにより、同国内マスコミ関係者に対しては事件をトップニュースに値するものと認識させることに成功し、アルビノ・キリング関連報道はタンザニア国内外で飛躍的に増加した⁽¹⁰⁾。結果的に、タンザニア国内全体に対しても 2008 年 4 月頃から、ある程度均質的に事件関連情報が提供されていくようになった。

2-4 人権啓発キャンペーンと国際社会におけるアルビノの位置づけ

アルビノ・キリング関連情報が飛躍的に増加したことを受けて、タンザニアには欧米諸国を中心とした外国からアルビノ支援のための人的・物的資源が集まった。タンザニア国内でもアルビノ支援を銘打った NGO が数多く発足したが、これらと比較して財政的に裕福ないわゆるグローバル・ノースに拠点を置く国際的 NGO は、大規模な活動を展開した。多くの組織の活動に含まれているのは、紫外線から皮膚や目を保護するための物資（日焼け止め・帽子・サングラス等）の支給、アルビニズムについての保健医療的情報の提供、アルビノが宿泊できるシェルターの提供、アルビニズム・アウェアネス・キャンペーンとしてのイベント開催やアルビノで構成されたスポーツチームの後援等である（Cruz-Inigo et al. 2011: 82–5; Marcon 2014: 70–81）。例えばイギリス国際開発省の UKAid は、*Hawani Wenzetu*（『彼らは仲間だ』）という、アルビノへの偏見の払拭を目的として作成されたドキュメンタリーを 2010 年 3 月から 1 年間にわたり、全国 50 万人以上のタンザニア人の前で上映して、アルビニズムについての啓発活動を行った（Temba 2011）。アルビノ・キリング以降に発足したこれらの国際的 NGO の少なからぬ活動が今日まで継続している（Brocco 2015a）。

こうした国際的 NGO の代表格となっているのが、カナダ人のアルビノである Peter Ash により 2009 年に設立された UTSS である。UTSS はアルビノに対する医療的サポートだけではなく、差別や偏見への対抗に主眼を置き、その設立以降、タンザニアのアルビノの人権に関する国際社会における主要な情報発信源となっている。アルビノ・キリングに関する最初の BBC 記事を担当したタンザニア人ジャーナリスト Vicky Ntetema は、現在 UTSS タンザニア事務局長となっている。UTSS は 2013 年に国連経済社会理事会から

⁽¹⁰⁾ 例えば、タンザニアの政府系新聞 *Daily News* のアルビノ・キリングに関する報道は明らかに BBC に依拠していた。*Daily News* の最初の事件報道は BBC の先行報道の本文転載であり、それ以降の事件関連記事は、基本的に 1 面から 3 面の間に掲載されるトップニュース扱いとなった。アルビノ・キリング関連報道での *Daily News* による BBC の先行記事の本文転載は、複数回行われた（清水 2012a: 75–6）。

特殊諮問資格を取得しており、アルビノ・キリングに関する唯一のタンザニア関係者として、これまでに国連への情報提供や、国連総会等における発言を行っている（UN 2013b; UTSS 2016a）。

NGOによるこうした活動により、各国政府に直接的に影響を与える国際機構も動いた。国連人権理事会総会は2013年6月13日、アフリカグループ代理のガボンから提出された「アルビノに対する襲撃と差別」決議案（UN 2013a、以下L25と省略）を承認した。L25では、人権に関する先行の国際条約や宣言等に言及しつつ、各国政府が自国のアルビノに関して以下の対応を急務とすることが決議された。①アルビノとその家族に対する保護措置、②アルビノ・キリングの調査の早急な実施、③襲撃容疑者の起訴と被害者およびその家族への適切なケアの保障、④対アルビノ差別撤廃のための教育と広報活動の促進。これらの対策を地域機関および国際機関で連携して行っていくことも決議された。

L25は、国連という最も影響力のある国際機構のひとつが、アルビノを、世界各地で危険もしくは被差別状況に曝されているマイノリティとして正式に位置づけ直したという意味で、アルビノの社会的位置に世界規模で影響を与える大きな転換点となった。L25以降、国連はアルビノというマイノリティに焦点を当てた人権活動を本格的に展開していった。L25が採択された6月13日は、2015年から「国際アルビニズム・アウェアネス・デー」として制定された。

世界各地でアルビノの人権が置かれている状況への認識が限定的であることに鑑み、アルビノに対する世界的な差別とスティグマに抗するべくアルビニズムに関する認識と理解を高めることの重要性を認め、市民社会が6月13日を国際アルビニズム・アウェアネス・デーとして遵守することを歓迎〔する。〕（UN 2015: 2）

このように、タンザニアのアルビノ・キリングはL25を転換点として、国際社会においては「世界で普遍的に被差別的状況に置かれているマイノリティ」としてのアルビノの認知度を向上させる契機となった。

2-5 タンザニア国内における「障害者」としてのアルビノの顕在化

こうした国際社会をも巻き込んだ、アルビノの社会的状況をめぐる啓発キャンペーンは、その後、タンザニア社会において、「障害者」の権利啓発キャンペーンにおけるアルビノの存在感の高まりという、一見意外な展開を見せつつある。以下に見るように、タンザニアではアルビノは「障害者」という枠組みに統合され、その枠組みの一代表として位置づ

けられつつある。

タンザニアでは、2004年に初めて障害者に関する全体的な政策方針を示した「障害に関する国家政策」(URT 2004a)が制定された。その後、国連が2006年に採択した「国連障害者の権利条約」(UN 2006)を2009年に批准し、2010年には「障害に関する国家政策」のひとつである「障害者法」(URT 2010)を公布し、さらに1977年に制定された憲法の改正案に障害者差別禁止の項目を加えるなど(Aldersey and Turnbull 2011: 161-2)、障害者関連法の整備が進められている。その行政には課題が多いものの(Aldersey 2012; Aldersey and Turnbull 2011)、2000年代以降、タンザニア政府は障害者の権利をめぐる問題に精力的に取り組むようになったといえよう。

「障害に関する国家政策」において「障害」は「身体的、精神的あるいは社会的要因に起因する、他者と同等にコミュニティの通常生活に参加する機会の喪失または制限」、「障害者」は「周知の身体的、精神的あるいは社会的要因のために雇用の獲得や保持の見通しが著しく減される者」と定義されている(URT 2004a: vi)。タンザニア政府が具体的にどのような人々を「障害者」と想定しているのかを知る一つの指標が国勢調査の「障害」に関する項目である。2012年に実施された国勢調査では、「障害者」を「他の人々と同等の完全で効果的な社会参加を妨げうる様々な障壁との相互作用の中にある、長期に及ぶ身体的、精神的、知能的または感覚器官のインペアメントをもつ人々」(URT 2014: xxxv)と定義しているが、具体的には「障害」の下位カテゴリーとして「アルビニズム」「視覚」「聴覚」「歩行」「記憶」「セルフケア⁽¹¹⁾」「その他の障害」が設定されている(NBS 2011)⁽¹²⁾。

実際に、これらの障害者関連法の周知をはかるNGOの出版物においても、障害者の例としてしばしばアルビノが言及される。例えば、タンザニア広域地域基盤リハビリテーション(CCBRT)⁽¹³⁾による、2010年に実施されたタンザニア総選挙の投票所における障害のある投票者への対応について調査した報告書(CCBRT 2011)では、具体的なインペアメントの例として移動障害、視覚障害、聴覚障害、アルビニズムの4つが挙げられ、それぞれのインペアメントに配慮した投票所のあり方について提言がなされている。また、本部をスウェーデンに置くNGOでタンザニアの障害者権利運動の中心的存在の一つ

(11) セルフケアの調査指標として該当する質問文は「セルフケア、例えば体全体を洗うこと、服を着ることは難しいですか?」となっている(NBS 2011)。

(12) 調査方法としては、「アルビニズム」と「その他の障害」は、有無の2択で答え、「その他の障害」があると答えた場合は調査員が回答を記録する方法が採られた。これら以外のカテゴリーについては、それぞれの行為を行う難度を5段階で評価する方式が採られた。

(13) 1994年に設立された障害者支援を目的とするNGO(CCBRT 2016)。

である SHIA⁽¹⁴⁾ は、「障害者法」の要点を平易なスワヒリ語とイラストで紹介する『やさしい 2010 年障害者法』（SHIA Tanzania 2012）という 30 頁の小冊子を出版している。冊子には 13 のイラストが掲載され、うち 2 つでアルビノ児童が描かれている⁽¹⁵⁾。図 2 はそのうちの 1 枚で、障害のある学習者に対しては教育現場において適切なニーズ把握と器具等の補助がなされるべきことを定めた 29 条（URT 2010: 24-5）を説明するイラストである。教室の最前列にアルビノ児童が 2 人（1 人は補助器具を手に）座り、授業を受けている様子を見て、教室後方にいる鳥のキャラクターが、「あらまあ、様々な障害をもつ人々のためのインクルーシブ教育は実現可能なんだなあ…!？」と傍白している点は示唆的である。本部をドイツに置きタンザニアでの保健促進活動を行っている Tanzanian German Programme to Support Health（TGPSH）は、2007 年に若者の保健教育を目的とした小冊子シリーズ『若者の Q & A』を発行している⁽¹⁶⁾。このシリーズの改訂版が 2011 年に発行されたが、変更点は主に、それまで社会構成員として触れられていなかった障害者の存在が、文章内やイラストのなかで明示されるようになった点である（TGPSH [2007] 2011）。変更点が分かりやすく描かれている例として、第 9 巻（初版『出産の権利』、改定版『健康な出産の権利』）と第 11 巻（『性病』）の表紙イラストを並べたのが図 3 である。改訂版には、サングラスをかけ白杖を持つ視覚障害者に見える男性、アルビノ（男性または女性）、松葉杖をついて足が不自由な（片足が欠損している）女性という 3 者が共通して描き加えられている。さらに、初版第 9 巻では健常者に見える男女が「私の出産の権利を知りたい」という文言が書かれたプレート掲げているのに対して、改訂版では障害者を含む男女が掲げる文言は「我々の健康な出産の権利を知りたい」へと変更されている。

さらに、アルビノ・キリングを契機として、スワヒリ語で書かれた報告書類や新聞報道では、アルビノを指すスワヒリ語名として、当初「アルビノ」（*albino*、複数形 *maalbino*）が多く用いられたが、近年では「皮膚障害のある人」（*mtu mwenye ulemavu wa ngozi*、複数形 *watu wenye ulemavu wa ngozi*）や「皮膚障害者」（*mlemavu wa ngozi*、複数形 *walemavu wa ngozi*）という表現が多く用いられるようになってきた⁽¹⁷⁾。

⁽¹⁴⁾ 正式名称は Swedish Organizations of Persons with Disabilities International Development Cooperation Association で、現在は MyRight と改称している。

⁽¹⁵⁾ アルビノ以外に描かれている障害者像は、（サングラスをかけ）白杖をもった人が 3 つのイラストに、松葉杖をついた人が 5 つのイラストに、細った脚で這って歩く人が 1 つのイラストに描かれている。

⁽¹⁶⁾ TGPSH は、タンザニアの政府組織や NGO と協働して保健促進活動を行っている団体で、『若者の Q & A』編纂にあたっては反エイズ活動団体「エイズタンザニア」（TACAIDS）などタンザニアの複数の NGO と協力している。

⁽¹⁷⁾ タンザニア国内でこれらの名称がより好ましいとされる風潮に対して、Tanzania Albino Society は、皮膚以外にも症状が現れるアルビニズムの描写としては不適切で、アルビノが直面する問題を矮小化しているとして、「アルビノ *albino*」という呼称を用いるべきだと主張している（Joel 2012）。



図2 障害のある児童の例として描かれるアルビノ
(SHIA Tanzania 2012: 16)

2008年から2013年のスワヒリ語と英語のオンラインのメディア記事を分析した Jean Burke (2014) によれば、208本のスワヒリ語記事のうち111本において、アルビノを指して「皮膚障害者」や「皮膚障害のある人」という語が使われている。

この「アルビノは障害者である」という認識は、都市圏や公共的言論、さらに村落部にも浸透し、アルビノの人々のアイデンティティを変化させている。タンザニアの最大都市ダルエスサラームにおいてアルビノへの聞き取り調査を行った Jessica van Wijk (2011) は、国際的 NGO 等による啓発キャンペーンがアルビノを「被害者 victim」として描き出すことで国内外からの支援を得ていった結果、そのような「被害者」像から乖離した生活を送るアルビノの個々人は、自らのアイデンティティのあり方について時に戸惑いつつも、〈アルビノであること〉が政治的に有効であることを学び、戦略的にアイデンティティを打ち出す場面が形成されつつあると報告している。同国南部のイリンガ州キロロ県の村落と市街地で調査を行った Giorgio Brocco (2015a, 2015b, 2016) は、村落に生きるアルビノは、アルビノ・キリング以前は情報がないために全く個々人で、自らが直面する種々の障壁への対処、他者と異なる身体的特徴をもつ自分自身の解釈、他者への自分の身体につい

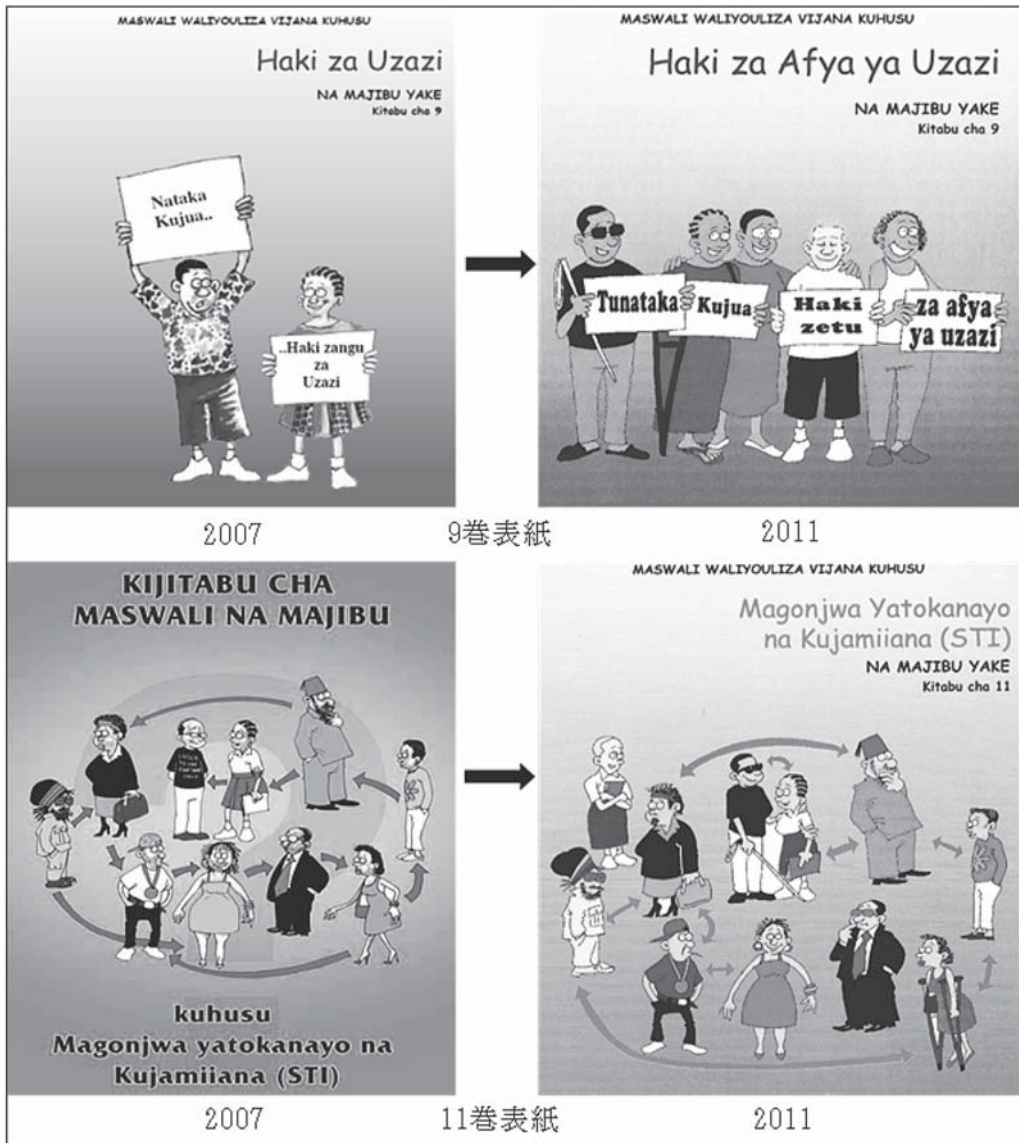


図3 「社会の一員である障害者」の例として描かれるアルビノ (TGPSH [2007] 2011: 表紙)

での説明を行っていたが、アルビノ・キリング後のマスメディアやキャンペーンによる大量の情報流入によって、その仕方が平準化した様子を報告している。さらに興味深いことに、アルビノに対する差別も全国的に水平化したという。例えば、「アルビノの身体が高値で売れる」という報道内容の影響で、アルビノに対する新たな侮蔑的呼称（アルビノの

身体売買を暗示する“*dili*”⁽¹⁸⁾が使われるようになったり (Brocco 2015b: 1150)、良好な関係にあった夫婦の夫が、アルビノである妻の殺害をほのめかすようになり逮捕にまで至る事例が複数生じたりした (Brocco 2016: 235–6)。一方でアルビノも、これらの環境の変化に翻弄されるだけではなく、「アルビノ *albino*」や「(皮膚の) 障害者」といったマスコミ等を通して生活圏外からもたらされたラベルを用いることで、彼らが日常生活を営むローカルな場の中で自らの立場を確保するようになったのである (Brocco 2015b)。

このように、アルビノ・キリング後、アルビノは、国際社会においては「保護されるべきマイノリティ」、タンザニア国内においては「障害者」という形で位置づけられるようになりつつある。

3 アルビノ・キリング以前のタンザニア社会に生きるアルビノ

前節でみたように、タンザニアではアルビノが「障害者」の枠組みに位置づけられているが、アルビニズム自体を障害であるとする見方自体は国際社会の通念とは言えない⁽¹⁹⁾。では、タンザニア国内におけるこのアルビノの社会的位置づけのあり方はどこから生じたのだろうか。サブサハラ・アフリカに生きるアルビノについては、古くから様々な迷信・偏見・差別的状況があったことが報告されており (Cruz-Inigo et al. 2011: 81; Heusch 1985=1998; Possi 1988; 清水 2012a: 55–9, 112)、アルビノ・キリングを経験した今日では、こういった迷信のサブサハラ・アフリカでの普遍性が強調され、タンザニアのアルビノについても同様であったと解釈されることが多い。しかし本節では、より実証的な検討のために、アルビノ・キリングが問題化する以前、2007年11月以前に出版された文献を基本的な分析対象として、タンザニアのアルビノをめぐる社会状況の変遷を辿る。

3-1 迷信・嬰兒殺し——1970年代以前の記録から

1970年代以前のタンザニアのアルビノに関する記述は限られているものの、それらは、

⁽¹⁸⁾ 英語の“*deal*”の借用とみられ、2008年以降のアルビノ・キリング関連報道によって急速に普及した。アルビノの身体売買を示唆する言葉であるので、この名称でアルビノを呼ぶことは「金になる」という意味合いをもつ。アルビノを意味する他の名称が差別的かどうかは文脈依存的であり両義的であるのに対して、“*dili*”は単語自体が侮蔑の意味合いを帯びている (Brocco 2015b)。

⁽¹⁹⁾ アメリカと日本を例に挙げれば、アルビニズムの症状のうち、既に規定されている機能障害に当てはまるものがある限りにおいてアルビノが行政的・医療的に障害者と認定されることはあるものの、両国ともアルビニズム自体は障害とみなされない (例えば、弱視は障害の認定対象となるが、皮膚のメラニン欠損自体は障害とは認定されない)。そのため、これらの国におけるアルビノは「障害者でもなく、『ふつう』でもない」という境界性ゆえに強いマイノリティ感を抱いてきた (西倉 2010; Wan 2003; 矢吹 2010a, 2010b, 2011, 2014)。

タンザニアにおいてもアルビノをめぐる迷信や差別的状況があったことを示唆している。島嶼部ザンジバルで1950年代までに普及していた迷信（Farsi [1958] 1971, [1958] 1983）では、アルビノは「取り替え子」、あるいはその母親が「生理中に性交渉をした」か、「悪魔」や「白人」と性交渉をした結果として言及される（Possi 1996）。Farsiが記録した迷信から、後に（タンザニアでは）「障害」と分類されていくような状態である「アルビニズム、盲、精神病、身体の異常、記憶力の弱さ、発話障害」（Possi 1996: 28）に関係するものを分析したM. K. Possiによれば、「興味深いことに、Farsiは他の異常に〔関する〕迷信よりも、アルビニズムと精神病に〔関する〕ものを多く認め」ていた（Possi 1996: 28）。ザンジバルで収集された迷信をそのまま当時のタンザニア社会全体の通念と解釈することはできないが、キリマンジャロ州のアルビノについて2002年に発表された論文に、「約45年前まで嬰兒殺しが行われていた」こと（McBride and Leppard 2002: Comment, para. 2）、さらに2006年の新聞にも「60年前まで、ほとんどのアルビノは嬰兒殺しに遭っていた」（*Sunday Times Magazine* July 9, 2006, cited in Britain-Tanzania Society 2006: 31）という発言が掲載されていることを踏まえれば、少なくとも地域によっては、1950年代までにはアルビノに対する偏見や差別的状況が根付いていたといえる。

以下で詳述するように、こういったアルビノに対する差別的状況は、アルビノ・キリングが問題化する時点までタンザニアにおけるアルビノの社会的位置づけにまわり続ける。しかし一方で、1980年頃から、アルビノの社会的位置づけに関わる新たな2つの歴史的展開が始まる。1つ目は皮膚科学者らによるアルビニズムに特化した医療サービスの展開であり、2つ目はセルフ・ヘルプ・グループ活動の展開とそこから派生した行政や教育分野における変化である。

3-2 皮膚科学者らによるアルビニズム専門医療の展開

アルビノ・キリング以前のタンザニアでは、アルビノは皮膚科学的に特殊な医療ケアが必要な集団と認識されていた。ダルエスサラームにあるオーシャンロード病院⁽²⁰⁾に設置された皮膚腫瘍センターでは、ドイツ人医師I. Henschkeらによって、1980年10月からアルビノを対象とした医療研究プロジェクトが始動した（Luande et al. 1985）。プロジェ

⁽²⁰⁾ オーシャンロード病院はタンザニアで最も古い医療機関の一つである。1895年にドイツ植民地政府により設置され、当初はドイツ人に対して、第一次大戦後にイギリス植民地政府に引き継がれた後はヨーロッパ人に対して、そして1961年の植民地独立後は人種やエスニシティを問わず医療を提供してきた。1980年に、それまでムヒンビリ病院にあったダルエスサラーム大学医学部放射線治療学科が移され、国内のがん治療のハブとしての機能を担った。1996年には保健省直属の独立した医療施設となり、オーシャンロードがんセンターと改称した（ORCI 2016）。

クトでは、当時のダルエスサラームに推定 700 人いるとされたアルビノの半数である 350 人を対象に、2 年毎にセンターや回診によって定期健診を行い、彼らの生活と皮膚の状況が調査された。それによれば、「弱視としばしば無学であるゆえに……屋内での労働に就くことは稀である」(Luande et al. 1985: 1824) ため、調査対象のうち勤労しているものの 9 割以上は、日光にさらされ皮膚がんリスクが高まる屋外での仕事に就いていた。この結果、研究対象者のうち 30 歳以上の生存者率は 10% に満たなかった。これは南アフリカで行われた先行研究で推計された生存率の 3 分の 1 以下であった。赤道に近いために年中強い日光が降り注ぐタンザニアで生きるアルビノは、厳しい環境下で皮膚がんリスクに最も晒されやすい脆弱なグループとして、皮膚科学者らに認識されていった。

1993 年からは、イギリス人皮膚科学者である Leppard 教授らを中心として、アルーシャとキリマンジャロ州の 100km² 圏内の 10 村を定期的に医者と看護師が訪問し、アルビノの皮膚検診と遮光のための物資等を支給する回診プロジェクトが始動した (McBride and Leppard 2002; Simona 2004)。このプロジェクトの拠点となった地域皮膚科学訓練センター (Regional Dermatological Training Center: RDTC) は、国際皮膚科学会連盟 (the International League of Dermatological Societies) によって 1987 年に設立された、いわゆる「発展途上国」地域の皮膚科学の発展および皮膚科学医療サービスに特化した組織である国際皮膚科学機構 (the International Foundation for Dermatology)、およびタンザニア保健省と善きサマリア人基金の提携によって、1992 年に設立された (IFD 2016)。国際皮膚科学機構の当初の任務は、皮膚科学的医療の需要が高い地域に、周辺国から訓練生を呼び専門知識を出身国に還元してもらうための教育研究拠点として RDTC を設置することであった。この最初の RDTC が、タンザニアのキリマンジャロ州モシ市にあるキリマンジャロ・キリスト医療センター内に設置されたのである (Hay 2013; Kopf 1993)。モシ市の RDTC は、皮膚病・性感染症・ハンセン病に関する地域医療の提供と専門医療職者の育成を担い、当初から 12 か国からの訓練生を受け入れ、サブサハラ・アフリカを代表する皮膚科学研究機関であった (Kopf 1993; RDTC 2016)。

タンザニアの RDTC はアルビニズム研究の拠点となり、タンザニアのアルビノに関する統計情報の蓄積や、タンザニア人に対するアルビニズムの医学的説明の実施の経験の蓄積がなされていった。1993 年から開始された回診プロジェクトでは、アルビノの皮膚検診だけではなく、紫外線を遮光する方法の伝授と帽子や日焼け予防クリーム等の配布、アルビニズムに関する医学的知識の伝達等が継続的に行われ、1997 年時点で、キリマンジャロ州に推定 660 人いるとされたアルビノのうち 420 人にはアウトリーチ活動が行き届いていた (McBride and Leppard 2002)。さらにそこから 94 人を対象に行った調査では、皮膚

がんリスクと予防のための方法については高い認知度が示された一方で、アルビニズムに関する迷信は根深く、アルビニズム自体についての医学的見地からの理解は、継続的教育活動にもかかわらず普及していないことが示された (McBride and Leppard 2002)。

これらの過程を経て、2000年代半ばには、タンザニアはサブサハラ・アフリカの中で、アルビニズムに関して少なくとも保健医療的な意味合いにおいては最も先進的な国となっていた。環境問題としてオゾン層破壊と紫外線の人体への悪影響が懸念されるようになった潮流のなかで、サブサハラ・アフリカに生きるアルビノはより広く皮膚科学者の注目を集めるようになり、2005年にはWHOがサブサハラ・アフリカ各国に対してアルビニズムに対する意識と医療環境に関するアンケートを実施するに至った (Hong et al. 2006)。この結果、当時までアルビニズムに関して独自の研究論文が蓄積されていた地域は5か国のみ (タンザニア・南アフリカ・ジンバブウェ・ナイジェリア) で、医療機関でアルビノに対して紫外線を避けるための助言を行っていたのも僅か5か国 (タンザニア・サントメプリンシペ・モザンビーク・モーリシャス・コンゴ民主共和国) に過ぎないことが明らかとなった。この両方に含まれる、つまりこれまでにアルビニズムに関する独自の研究論文が発表されており、かつ2005年当時も医療機関でアルビノに対して紫外線予防のための助言が行われていた国はタンザニアだけであった。さらに、「タンザニアを除き、アルビニズムの皮膚科学的症状を扱う専門医療機関がある国はない」 (Hong et al. 2006: WHO albinism pilot survey results, para. 5) ことも明らかとなったのである。

3-3 セルフ・ヘルプ・グループの活動とその影響

単に皮膚科学者らから専門的医療の対象層として認識されただけでなく、タンザニアのアルビノは早期からセルフ・ヘルプ・グループを組織し、精力的に活動を展開してきた。この活動史は、当初はタンザニアにおける皮膚科学医療史と関連していた。今や全国に支部をもつタンザニア最大のセルフ・ヘルプ・グループ、Tanzania Albino Society (TAS) は、1970年代からダルエスサラームのムヒンビリ病院やオーシャンロード病院で皮膚病専門医として勤務していたドイツ人医師 I. Henschke と、彼の患者であり友人であったアルビノの Nicholas Lamek との出会いに端を発する⁽²¹⁾。皮膚がん患者の多くがアルビノであったことから、Henschke はアルビノへの関心を高めていき、前項で述べたように1980年か

(21) 筆者が2014年10月23日にダルエスサラームのTASキノンドーニ支部で行ったTASキノンドーニ支部局長Musa GeuzaとメンバーのJoseph Sinda Magutuからの聞き取り調査、およびBrocco (2015a: NGO Responses to Albinism in Tanzania, Para. 3)に基づく。以下の本文では、TAS創設期に関する情報、特にオーシャンロード病院との関係について典拠が示されていない情報は、Musa GeuzaとJoseph Sinda Magutuからの聞き取りに基づく。

らアルビノを対象とする臨床調査を行った (Luande et al. 1985)。Henschke がこのようにタンザニアのアルビノについて主にその保健医療的な側面から調査を行おうとしていた一方で、Lamek はアルビノの人々の声を政府や社会に対して響かせるための道具立てとして組織を作ることを計画し、賛同する複数のアルビノと共に TAS を立ち上げた。TAS はアルビニズムの医療的情報の交換を含め、タンザニアにおけるアルビノの生活状況改善を目的としたセルフ・ヘルプ・グループとして 1979 年頃に活動を開始し⁽²²⁾、1980 年 4 月 9 日に NGO として正式に登録された (ILO 1991: 250; TASKD 2012)。TAS は、1964 年設立のタンザニア盲人連盟 (Tanzania League of the Blind: TLB)、1969 年設立のタンザニア身体障害者協会 (Tanzania Society of the Disabled: CHAWATA) に続き、タンザニア脳性麻痺・精神遅滞協会 (Tanzania Society for Cerebral Palsy and Mental Retardation: TSCPMR) と同年 (正式登録年) 設立の、タンザニアで 3 番目に発足した障害者団体だった (ILO 1991: 250)。

創設期の TAS は、国内の皮膚がん医療の主軸であるオーシャンロード病院と密接に関係した活動を行っていた。当時オーシャンロードには皮膚病患者の療養所があり、そこではアルビノに対する医療ケアと皮膚科学的研究が行われる診療所の他に、保母が居て幼稚園のように幼児が看られる場所 (*kama chekechea*) と、小学校 4 年生までの子どもが学べる教室 (*darasa*) が 1984 年頃まで運営されていた。これらは Lamek の発案により開始され、資金面は Henschke が担っていた。ドイツと繋がりがある Henschke は、当初 TAS の財政面でのキーパーソンであり、さらにタンザニア人医師 Jeff Ruwande がドイツで皮膚科学を学ぶのを支援するなど、当時のタンザニアのアルビノに関する先進的活動のキーパーソンであった。しかし、Henschke が 1982 年頃に飛行機事故で亡くなり、その後 Ruwande 医師も異動となり、「それまで資金面や知識面で助けてもらっていた医療関係者との契約はなくなってしまった」⁽²³⁾。これらの事情により、TAS 全国本部事務局は筆者が現地調査を行った 2014 年時点までオーシャンロードがんセンター (旧オーシャンロード病院) 敷地内にあり続けていたものの、病院内にあったアルビノ児童用の教室や幼稚園は閉鎖し、TAS の活動も医療関係者から独立したものとなっていった。

TAS の精力的な活動は、タンザニア社会の公的な場でアルビノという存在が言及される

⁽²²⁾ TAS キノンドーニのウェブサイト (TASKD 2012) では活動開始期は 1978 年と記載されているが、筆者が 2014 年 10 月 23 日に聞き取り調査を行った TAS キノンドーニ支部局長 Musa Geuza とメンバーの Joseph Sinda Magutu からは、活動開始期は 1979 年ではないかと説明を受けた。正式登録に至る過程についての正確な情報については、さらなる現地調査が必要である。

⁽²³⁾ 2014 年 10 月 23 日にダルエスサラームで行った、TAS キノンドーニ支部局長 Musa Geuza とメンバーの Joseph Sinda Magutu からの聞き取り調査に基づく。

ことを促進した。それはまず、国際障害者年である1981年に実施されたタンザニア史上初の全国的な障害統計調査に表れた。労働・社会福祉省の社会福祉・保護観察部が行ったこの調査によると、当時の総人口の1%にあたる19万3,599人の障害者が数え上げられたが(ILO 1991: 244)、ここで設定された「障害」の分類項目は、「身体的、麻痺、盲、ろう、脊柱側弯、ハンセン病、精神病、精神遅滞、てんかん、アルビノ、高齢、その他」(ILO 1991: 245)であった。

次に影響を受けたのは教育分野だった。特殊教育⁽²⁴⁾ 研究者 M.K. Possi は、1988年に初めて特殊教育の対象層としてアルビノ児童に言及した⁽²⁵⁾。学術雑誌 *The Tanzanian Teacher* に掲載された「タンザニアのアルビノ児童の教育のために」と題された論文で、Possi はタンザニアやその他のサブサハラ・アフリカ諸国で流布しているアルビノにまつわる「非科学的」(Possi 1988: 16) な迷信を列挙したのち、医学的見地からのアルビニズム概要をまとめ、そこから予想されるアルビノ児童が経験し得る学習場面における問題を提示し、それらに対して教育現場で採るべき対処を提案した。「全ての人々が科学的な定義と原因を支持すれば、アルビノが直面している社会面での問題のいくらかは最小限になるだろう」(Possi 1988: 17) と述べる Possi が、タンザニアのアルビノに関する情報源として主に依っているのが“Tanzania Albino Association” (TAA) である。Possi は TAA が1980年・1983年・1986年に発行したレターを参照し、「アルビノの人々が抱える健康上、教育上、そして社会的問題に気づいている人は多くない。……しかし、これに関してはアルビノの人々自身が問題提起をしてきた」(Possi 1988: 15) と述べている。ここから TAA が1980年以来、タンザニアのアルビノが直面する保健・教育・その他社会的問題について発信してきたことが読み取れる。その活動時期と照らし合わせると、TAA は TAS に相当するスワヒリ語名 (*Chama cha Maalbino Tanzania*⁽²³⁾) の異訳とみて間違いないであろう⁽²⁶⁾。TAS の活動が Possi という特殊教育研究者に直接に影響を与え、特殊教育の潜

⁽²⁴⁾ 「特殊教育」という用語は今日では使用されないが、本稿では、引用元文献が書かれた1980年代当時の表記“special education”の訳語として「特殊教育」をあてた。

⁽²⁵⁾ 1984年にはタンザニア教育委員会によって同国の特殊教育の歴史と現状について初めて包括的にまとめられた書籍 (Kalugula et al. 1984) が発行されていたが、この中で「障害」の具体例として言及されるものの中には、「アルビノ」や「アルビニズム」に相当するものはなかった。同書で言及された障害は、「盲目 (視覚障害) blind (ness), visual impairments」・「ろう (聴覚障害) deaf (ness) /hearing impairments」・「精神遅滞 (異常) mental retardation/deficiency」・「身体障害 physical disorders/handicapped, cripples, the behaviourally maladjusted, person in crutches」・「発話障害 speech disorders, language retarded」・「学習障害 learning disabilities」・「複合障害 multiple handicaps」・「移動障害 motor impairments/defects」・「てんかん epilepsy」・「慢性病 chronic illness」・「ハンセン病 leprosy/the lepers」・「脳性麻痺 cerebral palsied」である。

⁽²⁶⁾ 実際、今日でも TAS と同一組織を英語訳する場合、Tanzania Albinos Association (*Daily News* May 5, 2008) 等、バリエーションが見られる。

在的対象層として「アルビノ児童」に照射させたのである。ちなみに、当論文ではTAA事務局長による「タンザニアのアルビノが最も多いのはキリマンジャロ州のチャガ人や、タンガ州のサンバー人の社会で、さらに、ダルエスサラーム州、コースト州、モロゴロ州でも多い」(Possi 1988: 15) という見解が引用されている。さらに、同年にUNESCOが出版した『アフリカ東部・南部のハンディキャップがある若者の教育、1981年から1983年』(Ross 1988: 61-2) には、「視覚障害児童へのサービス」の節内に、弱視児童の例としてタンザニア農村部のアルビノの少女の事例が掲載されている。アルビノ児童の教育上重要な問題は、視覚障害というよりもそれ以上に深刻な差別・偏見であることが描かれ、これを避ける最良の方法は寄宿学校であると締めくくられている。

これ以降、タンザニアの特殊教育関係の文献でアルビノ児童に言及するものが増えた。特にPossiの論文は、数としては少数ではあるものの、同国とより広域のサブサハラ・アフリカの特殊教育に係る重要文献に引用されることとなった。例えば、UNESCOのアフリカ南部・東部特殊教育プログラムのメンバーを歴任し、タンザニアのみならずアフリカの特殊教育研究者として著名であったJoseph Kisanji⁽²⁷⁾が1993年に書いた影響力の強い論文では、「視覚障害、聴覚障害、深刻な身体障害、ハンセン病、精神障害、アルビノ」(Kisanji 1993: 159)の6つが言及された⁽²⁸⁾。Kisanjiは、1995年の論文でも、「タンザニアにおいて障害者に対する態度の調査を直接的に行った研究」(Kisanji 1995: 110)としてPossiの1988年論文を挙げている。特殊教育関連文献全体で見れば、視覚障害、聴覚障害、身体欠損、精神障害等、アルビニズムに先行して障害と認識されていた状態⁽²⁹⁾にある児童の方が言及される頻度が依然高いものの、Possi論文とRoss論文が出版された1988年を境に、特殊教育分野でもアルビノが対象層として考慮されていったといえる。

特殊教育分野においてこのような変化が浸透していく間に、TASを含むタンザニア大陸部の5障害者団体は1992年に連盟を結成し、そのアドボカシー活動を、より強力に進めていくこととなった。TAS、TLB、CHAWATA、TSCPMRの4団体に、1984年設立のタンザニアろう協会(Tanzania Society of the Deaf: CHAVITA)を加えた5つの障害者団体は、1992年にタンザニア障害者団体連盟(The Tanzania Federation of Disabled People's

⁽²⁷⁾ 1945年生まれ2010年没。幼少期の病気により視覚障害となり、タンザニアの聴覚障害児学校の教師、ダルエスサラーム大学教育学部講師、UNESCOの南・東アフリカ特殊教育プログラムメンバーを歴任した。

⁽²⁸⁾ ただしこの論文でアルビノに言及されるのは一箇所のみで、紙幅の多くは、他の障害をもつ児童(学習障害児、移動障害児、視覚障害児、聴覚障害児、精神障害児、身体障害児、言語障害児など)に割かれている。

⁽²⁹⁾ タンザニアの特殊教育史としては、最初の特別学校が1950年設立の視覚障害男子のための学校、その後聴覚障害者学校(1963年)、身体障害者学校(1967年)、知的障害者学校(1982)が設立された(Kalugula et al. 1984: 26-33)。

Organization: SHIVYAWATA) を結成した⁽³⁰⁾。SHIVYAWATA はタンザニア国内で唯一の障害者団体連盟として、タンザニア社会における障害者の存在感を発信してきた。

SHIVYAWATA の影響力は 2000 年頃までに確実となっていた。タンザニア国勢調査は 1967 年以来ほぼ 10 年毎⁽³¹⁾ に実施されているが、このセンサス上では 2002 年に初めて「障害」という調査項目が設定された。その調査方法は、まず家族内の障害者の有無を尋ね、有の場合、該当者がもつ「障害」の種類を「身体障害／ハンセン病 (physically handicapped/leprosy)」・「視覚障害 (visually impaired)」・「啞／聴覚障害 (dumb/hearing impaired)」・「アルビノ (albino)」・「精神障害 (mentally handicapped)」・「複合障害 (multiple handicapped)」(記載順序・英語表記ママ) という 6 つの選択肢から選ばせるものだった (URT 2004b: 11, 2006: 42)。この国勢調査における「障害」の下位項目設定には、障害者団体は関与していなかった⁽³²⁾。つまり、2002 年国勢調査の項目には、タンザニアの行政関係者がもっていた障害者像が直接的に反映されているといえるのだが、「複合障害」を除く 5 つの選択肢で示されている障害名が SHIVYAWATA に加盟している障害者団体名と一致している点は示唆的である⁽³³⁾。これらからわかるように、2000 年代初頭には既に、少なくとも行政関係者の間では、「アルビノ」が、(四肢欠損、視覚障害、ろう、精神障害とは異なる) 障害の一種であるという見方は広く受け入れられていた。

マスメディアにも TAS によるアドボカシー活動の影響力の高まりが見て取れる。タンザニアでは 1987 年には既に、学校でからかわれるアルビノ児童について書かれた新聞記事が出ていたが (Possi 1988: 18)、アルビノに言及する新聞記事は 1990 年代後半頃から増加する。それらの記事では、アルビノに対する周囲の無理解や差別的状況の指摘と、医学的見地からのアルビニズムの解説が掲載されるのが典型的である。例えば、1999 年 2 月 15 日の *EAST AFRICAN* (Britain-Tanzania Society 1999: 24-5) では、ダルエスサラームの特定の地域にはなぜ著しくアルビノが多いのかについて、「オーシャンロード病院の研究者」による、親族内結婚という海岸部の文化的慣習によるという説明と、TAS によ

⁽³⁰⁾ 2013 年 10 月 22 日にダルエスサラームで行った SHIVYAWATA 事務局長 Felician Mkude からの聞き取りによる。Mkude 氏によれば、TSCPMR は SHIVYAWATA 結成当時には Tanzania Association for the Mentally Handicap (TAMH) に改称されていた。

⁽³¹⁾ 実施年は 1967、1978、1988、2002、2012。

⁽³²⁾ SHIVYAWATA 事務局長 Felician Mkude への 2013 年 10 月 22 日実施の聞き取り調査による。後続する 2 度の全国的障害調査 (2008 年障害調査と 2012 年国勢調査) では、当事者団体として SHIVYAWATA が調査項目設定に関与した。

⁽³³⁾ 2002 年リーズ大学に提出された『タンザニアのジェンダー・障害・教育へのアクセス』と題された博士論文でも「視覚 ([v] isual)・移動 (mobility)・聴覚 (hearing)・知覚 (intellectual)・盲ろう (deaf-blindness)・アルビニズム (albinism)・自閉症 (autism) は [タンザニア] で最もよくあるインペアメントである」(Macha 2002: 90-1) と書かれている。

る国内のアルビノの大半がダルエスサラームに集中しているという推計を紹介している。TAS は全国で推定 70 万人いるアルビノの「20 万人がダルエスサラームに住み、そのうち 60% がキノンドーニ地区、30% がテメケ地区、10% がイララ地区に住んでいる」と述べる。同記事の筆者はアルビノが置かれる状況を「逆アパルトヘイト」に例えている。2000 年の *The ECONOMIST* (Britain-Tanzania Society 2000: 25) では、壮年のアルビノ男性がすれ違う子どもたちから「ボーア人」と呼ばれたり、以前働いていたタバコ会社から視覚障害を理由に解雇されたりしたエピソードが綴られ、この男性が TAS のモロゴロ支部の議長であると明かされる。また、弱視や皮膚がんといったアルビニズムに付随する症状も言及される。同様の記事は 2006 年の *Sunday Times Magazine* にも掲載された (Britain-Tanzania Society 2006: 31)。こちらではアルビノ女兒に向けられる「おばけ」「外人」「魂が無い体」といった呼称が列挙されたのち、RDTC の紹介がなされている。これらとは趣旨が異なる記事として、2006 年の *Daily News (Leisure Magazine)* には、前年に「差別しないで *Msinitenge*」という歌をヒットさせたアルビノの女性歌手 K-Sher に関する 1 面を使っての特集記事が掲載されている (Mfaume 2006)。K-Sher の歌を記事の筆者は「障害者である彼女自身が障害者を擁護する……力強いメッセージ」として捉え、ここでは K-Sher は「障害者」でかつ「才能ある快活な女の子」として描かれる。

SHIVYAWATA には後に新たに 5 つの障害者団体が加わり、2016 年 9 月時点で 10 のセルフ・ヘルプ・グループが加盟するタンザニアで最も影響力のある障害者組織となった⁽³⁴⁾。TAS も、その登録人口⁽³⁵⁾ が 2013 年時点で 8,000 人を超える巨大組織となった (Reisman et al. 2013: 42)。TAS が巨大化していくなかでアルビノによる新たな組織活動も生まれた。ダルエスサラーム在住の TAS メンバーの一部は、2000 年からアルビノ文化座 (Albino Cultural Troup) として TAS の下で、全国本部事務局があるオーシャンロードがんセンター敷地内で太鼓の演奏練習を開始した。しかし、練習場所が病院敷地内であったために騒音が問題となったことや、TAS の下では演奏練習以外の業務も多く練習に集中できないという問題から、アルビノ文化座は、2003 年に練習場所を病院から離れた旧市街地の広場に移

⁽³⁴⁾ 1996 年にタンザニア盲ろう協会 (Tanzania Association of the Deaf-Blind: TASODEB)、2009 年にキリマンジャロ脊髄損傷協会 (Kilimanjaro Association of Spinal cord Injuries: KASI)・タンザニア精神医療治療者と回復者の会 (Tanzania Users and Survivors of Psychiatric Organization: TUSPO)・タンザニア乾癬協会 (Psoriasis Association of Tanzania: PSORATA)、2012 年にタンザニア二分脊椎・水頭症協会 (Association of Spinal bifida and Hydrocephalus Tanzania: ASBAHT) が加盟した (2013 年 10 月 22 日の SHIVYAWATA 事務局長 Mkude 氏からの聞き取り、および、SHIVYAWATA 2016)。

⁽³⁵⁾ TAS の事務所に来て氏名と連絡先を登録したアルビノのことを TAS は「メンバー」(スワヒリ語 *mwanachama*、複数形 *wanachama*) と呼ぶ。ただし、登録者全員が TAS の活動に積極的に関わるわけではなく、「メンバー」という日本語のニュアンスから来る誤解を避けるため、ここでは登録人口とした。

し、独立したアルビノの芸術団体としてタンザニア芸術機構に正式に登録された。この際、アルビノに対する差別や問題が多い社会的現状を打破するという意味合いを込めてアルビノ革命文化座（Albino Revolution Cultural Troup: ARCT）と改称した。ARCTは筆者が現地調査を行った2014年現在まで毎週2度の演奏練習を継続しており、メンバーによれば演奏で巡業した地域は全州に及ぶという⁽³⁶⁾。

以上みてきたように、タンザニアではTASという1979年頃設立されたセルフ・ヘルプ・グループの精力的な活動と強力な存在感により、アルビノに関して主張すべき事柄として、純粋に医療保健的な意味合いとは別に特殊な配慮が必要であることと、偏見や迷信に基づく差別に苦しめられているという2点は、1980年代には既に型が定まっていた。そして、本項で辿った社会側の変化といえるものは、TASによって1980年代には既に打ち出されていたこの型が行政・教育・マスメディアといった分野に浸透していく過程であった。この結果、タンザニアでは、アルビノは障害者であり、偏見や差別を受けやすい人々であるという認識は、少なくとも公的な場での政治的に妥当な見解としては2000年代中頃までには広く普及していた。ただし、穿った見方をするならば、TASによる早期からのアドボカシー活動にもかかわらず、実際の社会的状況としてはこの認識が浸透しきらず、迷信に基づく偏見や差別的状況が相変わらず存在し続けていたからこそ、TASのメッセージの色はアルビノ・キリング前夜まで変わることがなかったのだと推測される。

4 おわりに

本稿は、特定の身体的特徴を理由に行使される暴力はいかにして社会問題として立ち現れ、いかなる社会問題として対処されているのかという問題に、アルビノ・キリングを事例として実証的に考察を加える前段として、①アルビノ・キリングとは何か、②アルビノとは何（誰）か、というリサーチ・クエスションの下にアルビノ・キリングを分析した。

まず、第2節でみたように、2007年以降、タンザニアのアルビノが被害者であるあらゆる殺傷事件は、「アルビノ・キリング」という包括的名称を獲得し、国際社会で重大な人権問題として顕在化した。それに至るまでの、事件に注目が集まり、関連情報が大量に流れ、介入が行われる過程には当初から国際的マスメディアの関与があり、「アルビノ・キリング」の社会問題化は、タンザニア国内と国際社会とでほぼ同時に進行した。このような過程

⁽³⁶⁾ アルビノ文化座に関する情報は、2013年11月22日にダルエスサラームで行った、ARCT設立メンバー Mohamed Kaboba からの聞き取りによる。

のなかでアルビノは社会的弱者としてにわかに顕在化した。その位置づけの仕方は、国際社会では「普遍的に差別に直面するマイノリティ」、タンザニア国内では「障害者」と、微妙に異なる方向性を持っていた。

次に、第3節でみたように、タンザニアのアルビノに関しては1980年頃から、皮膚科学者による保健医療的研究と、それと二人三脚で活動を開始したセルフ・ヘルプ・グループによる社会生活上の問題についての啓発活動が展開してきた。この結果、2000年代までには、少なくとも行政や教育に関わる文献や新聞紙上の公的言論空間では、アルビノとは特殊な配慮が必要な人々であり、かつ社会的差別を受けやすいという認識、さらに公的言論空間でアルビノを障害者とみなすことは政治的にも妥当であるという認識がかなりの程度普及していた。すなわち、アルビノ・キリングが社会問題化する以前のタンザニアでは、少なくとも公的言論空間においては、〈アルビノである〉とは、適切な医療サービスが提供されるべき者の証であり、教育現場での適切な配慮がなされるべき者の証であり、社会的弱者として権利主張ができる者の証という意味合いを帯びていた。これらはタンザニア社会のアルビノに関する科学的知識の蓄積の大きさと当事者活動の先進性を示していた。ただし一方で、公的言論の場でこれらの内容が繰り返されること自体が、公的言論空間外にある社会的実情としては、アルビノへの迷信や差別が根深く定着し続けていた様子を示唆していた。

これらをふまえ、2つのリサーチ・クエスチョンへの答えを確認する。まず②について、アルビノとは、その身体の異常性が明示的であるために、無理解に基づく差別や偏見にさらされやすい人々である。かつ、タンザニアでは1980年代以来、相対的に声が通りやすいマイノリティである。そして、タンザニアでこのマイノリティ性を示す際の自称および他称としては、アルビノが保健医療的にも当事者活動としても集団として立ち現れた当時に国際的キーワードであった「障害者」が用いられてきた。これをふまえ①の答えは次のようになる。アルビノ・キリングとは、アルビノという「障害者」が、それまでも展開してきた当事者運動の一環として、彼らにとっての〈我々〉に振られた暴力を訴えた声が、国際的マスメディアを介して、ローカルからグローバルへという段階さえも曖昧なほどのスピードで世界に響き渡り、クレームとして定義され、反応された現象である。そして結果的に「アルビノ」という、その存在自体が世界的レベルで庇護の対象となる新たなマイノリティのカテゴリーを生み出す契機となった現象である。

つまり、アルビノ・キリングにはアルビノをめぐる地域（本稿ではタンザニアの公的言論空間）固有のクレーム申し立ての文脈と、国際社会におけるマイノリティの人権庇護をめぐる論理が交差している。このアルビノ・キリングの定義からは、先行のアルビノ・キ

リングの解釈が相対化され、一部が否定される。アルビノ・キリングという問題認識の仕方自体が、生物医学的知識、人権意識、組織運動という点で、ある程度近代的要素が揃わなければ生じ得なかったことから、アルビノ・キリングを無知や前近代性の産物とする見方は説得性に欠ける。さらに、アルビノ・キリングには身体へのフェティシズムといった呪術的要素が含まれていることは否定できないが、上述の呪術以外の要素も必須であることから、アルビノ・キリングを説明するためには、人類学的呪術研究のアプローチのみでは不十分である。

以上の分析から、特定の身体的特徴を理由に行使される暴力はいかにして社会問題として立ち現れ、いかなる社会問題として対処されているのかについて、以下のことが明らかとなった。まず、身体的特徴を理由とした暴力が多くの人々にとって問題として認識されるためには、当該の身体的特徴が、普遍的に展開可能な基準によって囲い込まれている必要がある。つまり、誰かにふるわれた暴力が、暴力をふるわれた人のもつ特定の身体的特徴に対してのものであるという主張が、詳細な文脈を知らない人にまで簡明に説得的に伝わるための基準が必要である。アルビノ・キリングにおいてそれは、生物医学的定義（アルビニズム）と、医学的定義を知らずとも一目で他とは区別できるような明示的な外見的特徴である異形（白い肌、黄色や赤の頭髪、眼の色など）とが合わさっていた。次に、この囲い込みがなされたうえで、囲い込まれた人々のうちの少なからぬ人数が自らを、その身体的特徴に関係する内容でクレーム申し立てをするべき主体として認識することである。これら二つの条件が揃うことで、人々が、ある身体的特徴を「共有する」ものとして想起され、さらにクレーム申し立ての主体としての正当性を備えて、集団として立ち現れることが可能となる。

Kitsuse and Spector (1977=1990: 123-7) はさらに、ある事象が他の人々からクレームとして定義されるための条件として、それがある程度適当な文脈の中で起こる必要があることを指摘している。本稿は、アルビノ・キリングに至るまでのタンザニア社会内部でのアルビノをめぐるクレーム申し立て活動の文脈と、それがアルビノ・キリングとして国際社会で新たなクレームとして認識されていった過程を明らかにした。アルビノ・キリングとは、アルビノにまわりつき偏見や差別についてのクレーム申し立て活動の場の転換点だったというのが本稿の見解である。それでは、TASによって訴えられたタンザニアのアルビノに対する暴力が、2007年以降の国際社会で、ある種のクレームとしてこれほどまでに広く定義づけられることを可能にした国際社会の文脈とは、どのようなものだったのだろうか。これについての詳細な検討は本稿の紙幅を超えるので、稿を改めて論じる必要がある。

最後に、この新たな課題の手がかりとして本稿が提示したものを整理して閉じたい。注目に値するのが、TAS が訴えた暴力に対して国際的マスメディアを介する際に「アルビノ・キリング」という包括的名称が付与された点と、アルビノを包含するカテゴリーが「障害者」から「マイノリティ」へと変換された点である。これらの変化は、タンザニアのアルビノに対する暴力をより一般的な問題として提示することに貢献したと考えられる。昨今、「障害者」の定義は文脈依存的であるべきという考えが普及し、生物医学的基準からそれを定義することは大きく批判される。それゆえに、誰が「障害者」であるかを国際的に定義するのは微妙な問題である。一方で「アルビノ」は、生物医学的定義に基づき、かつその身体的特徴が明示的であるゆえに、世界規模で明確に人々を囲い込める名称である。さらに、「障害者」も「アルビノ（というマイノリティ）」も、今日では「庇護されるべきマイノリティ」として、その権利主張の正当性を獲得できる点は共通している。これらをふまえると、今後は国際社会での「障害者」と「マイノリティ」の定義の関係性を、生物医学的基準との関係性を軸に整理していく必要がある。

参考文献

- Ackley, C., 2010, "The Fetishization of Albinos in Tanzania," unpublished paper, (Retrieved December 15, 2016, <http://www.underthesamesun.com/sites/default/files/The%20Fetishization%20of%20Albinos%20in%20Tanzania.pdf>).
- Aldersey, H., 2012, "Disability and Work: The United Republic of Tanzania's Workplace Policies in the Persons with Disabilities Act of 2010," *Disability Studies Quarterly*, 32 (3), (Retrieved December 15, 2016, <http://dsq-sds.org/article/view/3279/3111>).
- Aldersey, H. and H. Turnbull, 2011, "The United Republic of Tanzania's National Policy on Disability: A Policy Analysis," *Journal of Disability Policy Studies*, 22 (3): 160–9.
- Alum, A., M. Gomez and E. Ruiz, 2009, "Hocus Pocus, Witchcraft, and Murder: The Plight of Tanzanian Albinos," (Retrieved December 15, 2016, <http://www.underthesamesun.com/node/7>).
- 東賢太郎, 2009, 「イントロダクション——ポスト・モダニティの呪術論にむけて」『九州人類学会報』36: 44–9.
- BBC = British Broadcasting Corporation, 2007, "Tanzania Fear over Albino Killing," London: BBC, (Retrieved December 15, 2016, <http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/7148673.stm>).
- , 2008a, "Tanzania in Witchdoctor Crackdown," London: BBC, (Retrieved December 15, 2016, <http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/7327989.stm>).
- , 2008b, "Surprise of Tanzania's Albino MP," London: BBC, (Retrieved December 15, 2016, <http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/7348528.stm>).
- Britain-Tanzania Society, 1999, *Tanzanian Affairs*, 63, (Retrieved December 15, 2016, https://www.tzaffairs.org/wp-content/uploads/pdf/tzaffairs_63.pdf).
- , 2000, *Tanzanian Affairs*, 67, (Retrieved December 15, 2016, https://www.tzaffairs.org/wp-content/uploads/pdf/tzaffairs_67.pdf).
- , 2006, *Tanzanian Affairs*, 85, (Retrieved December 15, 2016, https://www.tzaffairs.org/wp-content/uploads/pdf/tzaffairs_85.pdf).
- Brocco, G., 2015a, "People with Albinism and Humanitarian NGOs in Tanzania: Identities between Local and Global Worlds," *Medizinethnologie*, Berlin: Work Group Medical Anthropology

- in the German Anthropological Association, (Retrieved December 15, 2016, <http://www.medinethnologie.net/people-with-albinism-in-tanzania/>).
- , 2015b, "Labeling Albinism: Language and Discourse Surrounding People with Albinism in Tanzania," *Disability & Society*, 30 (8): 1143–57.
- , 2016, "Albinism, Stigma, Subjectivity and Global-Local Discourses in Tanzania," *Anthropology & Medicine*, 23 (3): 229–43.
- Bryceson, D., J. Jønsson and R. Sherrington, 2010, "Miners' Magic: Artisanal Mining, the Albino Fetish and Murder in Tanzania," *The Journal of Modern Africa Studies*, 48 (3): 353–82.
- Burke, J., 2014, "Media Portrayal of Albinism as 'Skin-Disability' in Tanzania: Discrimination and Recognition," Unpublished Paper.
- Burke, J., T. Kaijage and J. John-Langba, 2014, "Media Analysis of Albino Killings in Tanzania: A Social Work and Human Rights Perspective," *Ethics and Social Welfare*, 8 (2): 117–34.
- CCBRT = Comprehensive Community Based Rehabilitation in Tanzania, 2011, *The Participations of Persons with Disabilities in Tanzania's 2010 General Election: A Report on the Observations and Recommendations Made by Voters with Disabilities*, (Retrieved December 15, 2016, http://www.ccbirt.or.tz/uploads/media/CCBRT_Survey_Election_Report_June_2011_.pdf).
- , 2016, "About Us," Dar es Salaam: Comprehensive Community Based Rehabilitation in Tanzania, (Retrieved December 15, 2016, <http://www.ccbirt.or.tz/about-us/>).
- Comaroff, J. and J. Comaroff, 1999, "Occult Economies and the Violence of Abstraction: Notes from the South African Postcolony," *American Ethnologist*, 26 (2): 279–303.
- Cruz-Inigo, A., B. Ladizinski and A. Sethi, 2011, "Albinism in Africa: Stigma, Slaughter and Awareness Campaigns," *Dermatologic Clinics*, 29: 79–87.
- Farsi, S., [1958] 1971, *Swahili Sayings from Zanzibar 1*, Dar es Salaam: East African Literature Bureau.
- , [1958] 1983, *Swahili Sayings from Zanzibar 2: Riddles and Superstitions*, Nairobi: Kenya Literature Bureau.
- Hacking, I., 1986, "Making Up People," T. Heller, M. Sosna and D. Wellbery eds., *Reconstructing Individualism: Autonomy, Individuality, and the Self in Western Thought*, Stanford: Stanford University Press. (=2000, 隠岐さや香訳, 「人々を作り上げる」『現代思想』28 (1): 114–29, 青土社.)
- Hay, R., 2013, "Regional Dermatology Training Centre in Moshi, Tanzania: Pursuing a Dream," *Continuing Medical Education*, 31 (7): 262–4.
- Heusch, L. de, 1985, *Sacrifice in Africa: A Structuralist Approach*, Manchester: Manchester University Press. (=1998, 浜本満・浜本まり子訳『アフリカの供犠』みすず書房.)
- Hong, E. H. Zeeb and M. Repacholi, 2006, "Albinism in Africa as Public Health Issue," *BMC Public Health*, 6, (Retrieved December 15, 2016, <http://bmcpublihealth.biomedcentral.com/articles/10.1186/1471-2458-6-212>).
- IFD = The International Foundation of Dermatology, 2016, "The Regional Dermatology Training Centre, Tanzania," London: IFD, (Retrieved December 15, 2016, <http://www.ifd.org/the-regional-dermatology-training-centre,-tanzania>).
- ILO = International Labour Organization, 1991, *Tanzania: Meeting the Employment Challenge*, Geneva: ILO.
- 石井美保, 2007, 『精霊たちのフロンティア——ガーナ南部の開拓移民社会における〈超常現象〉の民族誌』世界思想社.
- Joel, L., 2012, "Tanzania: Albinos Want More Realistic Name," *Daily News*, May 13, (Retrieved December 15, 2016, <http://allafrica.com/stories/201205140058.html>).
- 神谷良法, 2009, 「公的な妄想——カメルーンの村落社会から『妖術のモダニティ』を再考する」『九州人類学会報』36: 50–65.
- Kalugula, C., K. Mbise, J. Kisanji, F. Senkoro, F. Tungaraza, Z. Msengi and V. Kisanji eds., 1984, *Development of Special Education in Tanzania*, Dar es Salaam: Institute of Education.
- Kisanji, J., 1993, "Special Education in Africa," P. Mittler, R. Brouillette and D. Harris eds., *World Year*

- Book of Education 1993: Special Needs Education*, London: Kogan Page, 157–72.
- , 1995, “Interface between Culture and Disability in the Tanzanian Context: Part 2,” *International Journal of Disability, Development and Education*, 42 (2): 109–24.
- Kitsuse, J. and M. Spector, 1977, *Constructing Social Problems*, Menlo Park: Cummings Publishing Company. (=1990, 村上直之・中川伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築——ラベリング理論をこえて』マルジュ社.)
- Kopf, A., 1993, “International Foundation for Dermatology: A Challenge to Meet the Dermatologic Needs of Developing Countries,” *Dermatologic Clinics*, 11 (2): 311–4.
- LHRC = Legal and Human Rights Centre, 2007, *Tanzania Human Rights Report 2006*, Dar es Salaam: LHRC.
- Luande, J., C. Henschke and N. Mohammed, 1985, “The Tanzanian Human Albino Skin: Natural History,” *Cancer*, 55 (8): 1823–8.
- Macha, E., 2002, “Gender, Disability and Access to Education in Tanzania,” PhD thesis, Department of Sociology and Social Policy, The University of Leeds, (Retrieved December 15, 2016, <http://etheses.whiterose.ac.uk/id/eprint/282>).
- Marcon, V., 2014, “Albinism in Tanzania: A Human Rights Issue. An Experience of Monitoring the ‘White Blacks’,” MA thesis, Dipartimento di Scienze Politiche, Giuridiche e Studi Internazionali, Università degli Studi di Padova, (Retrieved December 15, 2016, https://www.academia.edu/9140081/Albinism_in_Tanzania_a_Human_Rights_Issue._An_Experience_of_Monitoring_the_White_Blacks).
- McBride, S. and B. Leppard, 2002, “Attitudes and Beliefs of an Albino Population Toward Sun Avoidance: Advice and Services Provided by an Outreach Albino Clinic in Tanzania,” *JAMA Dermatology*, 138 (5): 629–32.
- Mfaume, N., 2006, “K-Sher,” *Daily News (Leisure Magazine)*, April 16: 11.
- NBS = National Bureau of Statistics, 2011, *Long Questionnaire*, (Retrieved December 15, 2016, http://www.nbs.go.tz/nbs/takwimu/census2012/Long_Questionnaire.pdf).
- 西倉実季, 2009, 『顔にあざのある女性たち——「問題経験の語り」の社会学』生活書院。
- , 2010, 「第3章『異形』から『美』へ——ポジティブ・エクスポージャーの試み」倉本智明編『手招くフリーク——文化と表現の障害学』生活書院, 77–101.
- ORCI = Ocean Road Cancer Institute, 2016, “Ocean Road Cancer Institute,” Dar es Salaam: OCRI, (Retrieved December 15, 2016, <http://orci.or.tz/index.php>).
- Possi, M., 1988, “Some Aspects for the Education of Albino Children in Tanzania,” *Mwalimu wa Tanzania=The Tanzanian Teacher*, 1 (1): 15–20.
- , 1996, “Culture and Disability Superstitious Behaviour Towards People with Disabilities in Coastal Tanzania,” *African Journal of Special Needs Education*, 1 (1): 25–31.
- RDTTC = Regional Dermatology Training Centre, 2016, “Facts and Figures,” Moshi: RDTTC, (Retrieved December 15, 2016, <https://gc21.giz.de/ibt/site/rdtc/ibt/index.html>).
- Reisman, L., K. Mkutu, S. Lyimo and M. Moshi, 2013, *Tackling the Dangerous Drift: Assessment of Crime and Violence in Tanzania & Recommendations for Violence Prevention and Reduction*, Open Society Foundations Crime and Violence Prevention Initiative & Open Society Initiative for Eastern Africa, (Retrieved December 15, 2016, <https://www.opensocietyfoundations.org/sites/default/files/tackling-dangerous-drift-20140514.pdf>).
- Ross, D., 1988, *Educating Handicapped Young People in Eastern and Southern Africa*, Paris: UNESCO.
- Schühle, J., 2013, *Medicine Murder of People with Albinism in Tanzania: How Casino Capitalism Creates Rumorscapes and Occult Economies (CAS Working Paper Series No. 2/2013)*, Berlin: Center for Area Studies, Freie Universität Berlin, (Retrieved December 15, 2016, http://www.fu-berlin.de/sites/cas/medienordner/CAS-WP/cas_wp_no_2-13.pdf).
- SHIA Tanzania, 2012, *Sheria ya Watu Wenye Ulemavu 2010: Inatuambia Nini? Tafisiri Rahisi kwa Usomaji wa Wananchi*, Dar es Salaam: Ofisi ya SHIA Tanzania.
- 清水友貴恵, 2012a, 「アルビノ襲撃事件の社会学的研究」京都大学大学院文学研究科平成23年度修士論文。
- , 2012b, 「顕れつつある差異？——タンザニア・アルビノ襲撃事件の分析から」第63回関西社会学会大会報告原稿。

- SHIVYAWATA = Shilikisho la Vyama vya Watu wenye Ulemavu Tanzania, 2016, "Welcome to SHIVYAWATA Website," Dar es Salaam: SHIVYAWATA, (Retrieved December 15, 2016, <http://shivyawata.or.tz/?lang=en>).
- Simona, B., 2004, "Regional Dermatological Training Center," *International Journal of Dermatology*, 43: 618–21.
- Tanner, R., 2010, "Ideology and the Killing of Albinos in Tanzania: A Study in Cultural Relativities," *Anthropologist*, 12 (4): 229–36.
- TASKD = Tanzania Albino Society Kinondoni District, 2012, "History," (Retrieved December 15, 2016, <http://envaya.org/TASKINONDONI/history>).
- Temba, P., 2011, "Documentary on Albinism Impresses Local Communities," *Daily News*, March 27.
- TGPSH = Tanzanian German Programme to Support Health, [2007] 2011, *Maswali waliyouliza Vijana na Majibu yake*, Dar es Salaam: Mkuki na Nyota.
- UN = United Nations, 2006, "Final Report of the Ad Hoc Committee on a Comprehensive and Integral International Convention on the Protection and Promotion of the Rights and Dignity of Persons with Disabilities: Note by the Secretary-General," A/RES/61/106.
- , 2013a, "23/...Attacks and Discrimination Against Persons with Albinism," A/HRC/23/L.25.
- , 2013b, *Persons with Albinism: Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights*, A/HRC/24/57.
- , 2015, "Resolution Adopted by the General Assembly on 18 December 2014: 69/170. International Albinism Awareness Day," A/RES/69/170.
- URT = The United Republic of Tanzania, 2004a, *National Policy on Disability*, Dar es Salaam: Ministry of Labour, Youth Development and Sports, (Retrieved December 15, 2016, http://www.tanzania.go.tz/egov_uploads/documents/NATIONAL_POLICY_ON_DISABILITY_sw.pdf).
- , 2004b, *Tanzania Census 2002 Basic Demographic and Socio-Economic Characteristics*, V (A), Dar es Salaam: Central Census Office, NBS, President's Office, Planning and Privatization.
- , 2006, *Tanzania Census 2002 Analytical Report*, X, Dar es Salaam: NBS, Ministry of Planning, Economy and Empowerment.
- , 2010, *The Persons with Disabilities Act, 2010*, (Retrieved December 15, 2016, [http://www.tanzania.go.tz/egov_uploads/documents/The_Persons_with_Disabilities_Act,_2010_\(Act_No_en.pdf\)](http://www.tanzania.go.tz/egov_uploads/documents/The_Persons_with_Disabilities_Act,_2010_(Act_No_en.pdf))).
- , 2014, *Tanzania Census 2012 Basic Demographic and Socio-Economic Profile*, Dar es Salaam and Zanzibar: NBS, Ministry of Finance, Office of Chief Government Statistician, Ministry of State, President's Office, State House and Good Governance, (Retrieved December 15, 2016, http://www.tanzania.go.tz/egov_uploads/documents/TANZANIA_MAINLAND_SOCIO_ECONOMIC_PROFILE_sw.pdf).
- , 2015, *Crime Statistics Report: January-December 2014*, Dar es Salaam: Tanzania Police Force, Ministry of Home Affairs, NBS, Ministry of Finance.
- UTSS = Under the Same Sun, 2016a, "About Under The Same Sun (UTSS) Canada & Tanzania," (Retrieved December 15, 2016, <http://www.underthesamesun.com/sites/default/files/About%20UTSS%20Overview%20-%20English.pdf>).
- , 2016b, "Reported Attacks of Persons with Albinism", (Retrieved September 12, 2016, http://underthesamesun.com/sites/default/files/Attacks%20of%20PWA%20-%20extended%20version_0.pdf).
- Wan, N., 2003, "Orange in a World of Apples: The Voices of Albinism," *Disability & Society*, 18 (3): 277–96.
- Van Wijk, J., 2011, "Stigmatized Victims? NGO Opportunity and Tactic Self-Representation of People with Albinism in Tanzania," MA thesis, Graduate School of Social Sciences, University of Amsterdam, (Retrieved December 15, 2016, <http://scriptiesonline.uba.uva.nl/document/228977>).
- 矢吹康夫, 2010a, 「第2章 アルビノ萌えの『後ろめたさ』からの逃走」倉本智明編『手招くフリーク——文化と表現の障害学』生活書院, 44–76.
- , 2010b, 「アルビノ当事者の『ゴーイング・マイ・ウェイ』——対処戦略の序列化を超えて」『日本オー

ラル・ヒストリー研究』6: 169-89.

———, 2011, 「強いられた『よい適応』——アルビノ当事者の問題経験」『応用社会学研究』53: 213-26.

———, 2014, 「アルビノをめぐる政治——脱政治化の歴史から政治的主体化、あるいは政治からの離脱へ」
立教大学大学院社会学研究科 2013 年度博士論文.

付記

本論文は、日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費：課題番号 12J05334）による研究成果の一部である。

（なかお ゆきえ・博士後期課程）